

☆羽曳野市木造住宅耐震改修補助について☆【令和7年度】

- (1) 耐震改修補助対象建築物（着手（契約）済・実施済の耐震改修については、補助対象外。）
補助対象建築物は、現在居住している、又はこれから居住しようとする、耐震診断結果の数値が1.0未満である木造住宅（賃貸住宅を除く）で、次のいずれかに該当するものとなります。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築されたもの。
- ② 当該土地及び建築物の登記事項証明書により昭和56年5月31日以前に建築されたもの。

(2) 補助対象者（補助金申請者）

前記（1）の補助対象建築物の所有者（個人）となります。

（※所有者の直近の課税所得金額が5,070,000円未満であること。）

（※税等、市に対する滞納がないこと。）

また、次の場合には耐震改修実施の同意書が必要となります。

- ・ 補助対象建築物が共有名義である場合。⇒共有者全員の同意。
- ・ 占有者（借家人）がある場合。⇒占有者の同意。
- ・ 補助対象建築物の所有者と土地所有者が異なる場合。⇒土地所有者の同意。

(3) 補助内容（補助金額）

- ① 補助金の額は定額で500,000円となります。
- ② 補助金申請者世帯全員の年間所得が256.8万円（月21.4万円）以下である場合は、補助金の額は定額で750,000円となります。

（※耐震改修工事費が前記①・②の定額未満である場合は、補助金の額は耐震改修工事に要することとなる費用となります。）

(4) 耐震改修技術者

耐震改修を実施することができる者は、次のとおりとなります。

- ① （公社）大阪府建築士会が、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者。
- ② （一財）日本建築防災協会が、平成26年度以降に主催する木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者。
- ③ その他、市長が①及び②に掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者。

(5) 耐震改修補助の流れ

① 羽曳野市木造住宅耐震改修事前協議書【様式第1号】を提出していただきます。

(事前協議は、約1ヶ月かかります。)

〔事前協議書提出の際に必要なもの〕

- ・ 補助対象建築物の登記事項証明書【土地と建物】の原本（直近3ヶ月以内）
- ・ 補助対象建築物の世帯全員が記載されている住民票
- ・ 所有者および同一世帯全員の直近の所得証明書（課税証明書）
- ・ 所有者および同一世帯全員の完納証明書
- ・ 位置図（地図コピー可）
- ・ 耐震改修技術者であることを証する書類の写し
- ・ 耐震診断報告書（改修前、改修後）
- ・ 現況平面図
- ・ 現況写真、写真位置図（建築物の全景、改修箇所が写ったもの）
- ・ 計画平面図（改修箇所を着色表示した図面）
- ・ 補強計画図（補強方法を示す図面）
- ・ 耐震ボード、接合金物等の使用材料に関する資料
- ・ 耐震改修工事等に要する経費が分かる内訳明細書（補助対象経費のみ）
- (・ 耐震改修の実施を承諾する旨の同意書)

② 事前協議完了後、羽曳野市木造住宅耐震改修補助金交付申請書【様式第2号】を提出していただきます。

〔交付申請書提出の際に必要なもの（事前協議の際に提出した書類と重複するものは除きます）〕

- ・ 補助対象建築物の世帯全員が記載されている住民票
- ・ 所有者および同一世帯全員の直近の所得証明書（課税証明書）
- ・ 位置図（地図コピー可）
- ・ 現況平面図
- ・ 計画平面図（改修箇所を着色表示した図面）
- ・ 補強計画図（補強方法を示す図面）
- ・ 耐震改修工事等に要する経費が分かる内訳明細書（補助対象経費のみ）
- ・ 耐震改修工事工程表
- (・ 耐震改修の実施を承諾する旨の同意書)

③ 後日、羽曳野市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書【様式第3号】をお渡し（郵送）いたします。

④ 耐震改修補助金交付決定通知書を受け取った後、耐震改修技術者と耐震改修工事の請負契約を行っていただき、耐震改修工事に着手（契約）してください。

(※耐震改修の着手（契約）は交付決定後、30日以内に行う必要があります。)

耐震改修工事着手（耐震改修工事実施）

- ⑤ 着手後、直ちに羽曳野市木造住宅耐震改修工事着手届【様式第 5 号】を提出していただきます。

〔耐震診断着手届提出の際に必要なもの〕

- ・工事請負等の契約書

- ⑥ 次の工程（中間検査を行う時期）に達したときは、羽曳野市木造住宅耐震改修工事中間検査申請書【様式第 10 号】・木造住宅耐震改修工事監理報告書【様式第 11 号】を提出していただきます。

〔中間検査を行う時期〕

- ・基礎の耐震改修工事が含まれる場合は、基礎の配筋完了時（コンクリート打設前）。
- ・補強した部分（内部及び接合部を含む。）が目視で確認できる時。
- ・その他市長が指定する時。

〔中間検査申請書提出の際に必要なもの〕

- ・木造住宅耐震改修工事監理報告書
- ・使用金物及び木材等の出荷伝票
- ・改修工事写真（着手前から中間検査まで）
- ・耐震改修技術者証明（※耐震改修技術者と工事監理者が違う場合）

中 間 検 査 実 施

（現地（現場）において、検査を行います。）

- ⑦ 中間検査の結果、適正であると確認できた場合は、羽曳野市木造住宅耐震改修工事中間検査合格証【様式第 12 号】をお渡し（郵送）いたします。

- ⑧ 耐震改修工事完了後、羽曳野市木造住宅耐震改修工事完了報告書【様式第 13 号】を工事完了日から起算して 30 日以内または年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに提出していただきます。

〔完了報告書提出の際に必要なもの〕

- ・木造住宅耐震改修工事監理報告書
- ・羽曳野市木造住宅耐震改修工事中間検査合格証の写し
- ・改修工事写真（中間検査から工事完了まで）
- ・耐震改修計画及び耐震改修工事に要する経費が分かる内訳明細書（補助対象経費のみ）
- ・耐震改修計画及び耐震改修工事に要する経費の請求書の写し（補助対象経費のみ）

- ⑨ 後日、羽曳野市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書【様式第 14 号】をお渡し（郵送）いたします。

- ⑩ 羽曳野市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書を受け取った後、羽曳野市木造住宅耐震改修補助金交付請求書【様式第 15 号】を提出していただきます。（※振込先の口座を指定していただきます。）

〔交付請求書提出の際に必要なもの〕

- ・耐震改修工事に要した費用に係る領収書の写し

- ⑪ 請求後 30 日以内に指定口座へ補助金を振り込みさせていただきます。